

- 【事務局】 開会のあいさつ
- 【渡邊会長】 会長あいさつ
- 【事務局】 出席委員の紹介
委員 8 名全員出席により会議が有効に成立することの確認
議事進行を会長に依頼
- 【渡邊会長】 春日井市附属機関等の設置等に関する要綱第 10 条の規定に基づく
会議公開の説明
傍聴者がいないことを報告
本日の議事録署名者に大橋博委員を指名
春日井市緑化振興基金の運用について、事務局に説明を求める
- 【事務局】 資料に基づき、「春日井市緑化振興基金の運用について」および報告事項のうち「緑化推進事業実績について」を説明
- 【渡邊会長】 事務局の説明を受け、緑化推進協議会の事業費に充てる基金自体の処分金額の上限枠 300 万円の撤廃について、意見・質問を求める
- 【佐々木委員】 確認ですが、今の説明の中で菊作り講習会の期間が 2 日間あって受講者 21 名、これは両日 21 名ですか。
- 【事務局】 そうです。講習会参加者が 21 名で同じ方が受講しています。
- 【渡邊会長】 300 万円の上限枠は撤廃するが、緑化推進事業費の 2 分の 1 以下という条件は、そのままですね。
- 【事務局】 そうです。
- 【大橋委員】 これまで上限が決めてあって、それを撤廃するという事は、いくら使ってもよい事になります。2 億 5,000 万の基金が有って、この基金をこれからどの様に使うかという事が、はっきりしない。
処分の事を考えられて内規に 300 万円の上限を決められたと思うが、それをこの段階で全部撤廃というのは、どうかなと思う。
理由がはっきりすれば、その説明が欲しいと思います。
- 【事務局】 今回上限枠 300 万円を撤廃する理由は、緑化を推進する意味で緑化推進協議会に委託をして、基金処分金 250 万円ですと 2 分の 1 ですので 500 万円の事業費をもって、先ほどご説明した事業を実施していた訳ですが、もっと緑化を推進する為に新しくできた公園とかに木を植えたりといった緑化振興に一層役立てていくために上限を外してもう少し使えるようにとの考えがあるのですが、如何でしょうか。
- 【大橋委員】 先ほど申し上げた事なのですけれども、結局基金を如何いう風に崩していくか。例えば 10 年間で崩してしまうような計画が有るのか、それとも例えば大災害があって公園が全部避難所になってしまった。それを復旧する為に何千万、何億と要るかもしれない。だから基金としてある程度残しておきたいというような理由がはっきりすればいいけれど、いきなり 300 万円の枠をポンと外して何処までもというのはどうも。内規として今まで上限が 300 万と抑えてあったのを、緑化推進を一層進めたいから枠を外すというのは、どうも納得がいかないというのか、説明が十分でないと思います。
- 【事務局】 先ほどご説明させて頂きましたが、平成 24 年度に今までは運用益の間で使うところを、基金自体の処分をこの場で提案させて頂きまして、その時に崩す時には 300 万円を上限とするという内規を定めました。お

っしやる意味はよく分かりますし、短いといえばそうなのですけど、平成 24 年度からそれで運用してきまして、先程会長からもありましたように緑化事業費の 2 分の 1 の範囲内という条件を残した上での提案でございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

【渡邊会長】 300 万円は外しても、総事業費の 2 分の 1 以内という枠が在りますよね。これまで 300 万円を超えるような事業は在ったのですか。まだ 24、25、26 年の 3 年間ですが。

【事務局】 ここ 2、3 年の間ですと緑化推進事業費は最大で 600 万円が在りましたが、それ以降は減少し今現在が 500 万円で、その 2 分の 1 で 250 万円という事です。

【渡邊会長】 そうしますと、先ほどのスライド 7 なのですが寄付金が入ってきて 2 億 5,000 万円ぐらい基金が貯まっている訳ですが、寄付金額を見ていきますと平成 19 年度までは二百数十万円有ったものが、平成 20 年度で少し減り 22 年度で突出して多くなって、その後ずっと百万円前後で推移していくグラフがあります。これがどんどん基金の中へ寄付金額として組み込まれていく訳です。そうすると先の見通しとして 2 億 5,000 万円ほどの基金が、今後この事業を継続していく中で百万円前後の寄付金が入ってくると、これを食い潰すという事は何か余程の事が無い限り無いと考えていいのですね。

大橋委員の先ほどのご心配は、なるほどと思ったのですが、例えば大災害が起こって春日井市が滅茶苦茶になってしまったとすると、緑化事業として大盤振る舞いをしないと、回復が難しいという状況があった時にその辺の基金運用は大丈夫なのかというご心配もあろうかと思えます。その辺はどうでしょうか。

【事務局】 そこまでの想定はしていませんが、もしそういった時点で基金の 2 億 5,000 万円程の中で植樹できる範囲をしていけば、相当な金額になりますので対応は出来るかと思えます。

【宮地委員】 今の 300 万円が倍の 600 万円になって、寄付金が入ってこなくても基金は 40 年持ちます。何かあった時にはその時に対応が有る話して、何時までもお金を一杯貯めておいても使わなければ意味が無いと思えます。貯めるお金ではないから、どんどん使わなければ勿体無いと思えます。

【大橋委員】 その意味で、2 億 5,000 万円を使って行くという事であれば、その計画を立てなければいけないと思えます。基金を貯めて置くのであれば何の為に貯めて置くか、趣旨がはっきりしません。条文をコピーして持っていますが、漠然と緑を守り緑あふれる美しいまちづくりを推進するためとある。確かにそうであるけれども、この基金は具体的に 2 億 5,000 万円で、これを崩さないで貯めて置いて置くなら置く理由が必要だと思えます。せっかく寄付して頂いたお金をこの為に基金として貯めて置くという。

現在、緑化を進めて行くのであれば本当に必要な事に使って行くのは当然だと思えますが、であれば最高 600 万円の半分で 300 万円、もし 1,000 万円使っても 500 万円だと、2 億 5,000 万円あれば何年も使えるではないかという話です。3 年前からの議事録をコピーして持っていま

すが、読んでみますとこういった議論をされた事があります。

例えば1,000万円ずつ使って行っても二十何年使える訳です、そういった議論をされていますが、私が思いますには公金ですから上限無しというのは、おかしい気がします。それと趣旨をはっきりすべきです。

条文を見ますと内規はここには全然うたっていない、その辺の処をはっきりされた方がいいと私は感じます。

【渡邊会長】 確かに具体的な緑化事業を推進しようという意味では、個々の事を決めていく必要はあろうかと思えます。ただ、ここは審議会ですから私は、大枠を議論する場所だと思っています。個々の審議が必要であるという事なら具体的な検討委員会を専門家で作って頂いて、細かい議論をして頂かないと、この審議会の中でそういう事まで議論するのは、私も素人であり難しいかなと思えます。

私の感じとしては、これまで2億5,000万円程の基金の積み立てがあつてこれが増えていく状況の中で、300万円という枠を取ることで、ある程度事業の更なる推進が可能かなという期待が持てると思えます。ただ、2分の1という枠がありますから300万円を超えてどんどんお金を使うという意味ではなくて、よく使つて300万円が400万円になるという程度の事ではないかと思っているのですが、如何でしょうか。

【佐々木委員】 この3年間の間にこの金額では足りないという事業が出てきたのか、また、想定しているという気がするのですが、そういう理由で上限枠撤廃という事でよかったですか。

【事務局】 平成24年に基金の処分についての規定を設けさせて頂いた事は、先ほどの説明の中でありました。以前は基金の元金はそのままで運用益の中で事業をしてきましたけれど、低金利になって十分な緑化推進活動が出来なくなりました。そういう意味を持ちまして基金を処分させて頂く規定を平成24年に作ったという事でございます。

今の基金の運用状況を見ますと100年単位でも十分な事もあり、もう少し緑化の推進に使用させて頂きたいというのが、提案させて頂いております趣旨でございます。

【佐々木委員】 市が指定した木だとかの管理も当然此処に入るのかと思えますが、それは又別ですか。

【事務局】 保存樹については、平成21年度までは出しておりましたが、緑化の意識が高まったことで、平成22年度以降補助は出しておりません。

【後藤委員】 運用益で賄っていこう、その為に積み立てて利子を出そうという事だったと思うのですが低金利の時代ですから、いくら貯めてもたいした金額は出てこないという事の一つあるのですが、もう一つは、市の予算が厳しいから基金を崩してしまおうということは無かったですか。因みにお聞きしたいのですが、一番貯まった時からいくら減ったのでしょうか。

【事務局】 基金からの繰出しが平成24、25年で590万円です。基金の額は平成23年が最高で、2億5,100万円です。当初昭和57年から平成5年までは、市の一般会計から基金に繰出していましたが、今はしておりません。緑化の推進に当てる為にご寄付を頂いておりますが、この状態の低金利で十分な緑化推進が図れないという事で基金の処分規定を設けたものでございます。

緑化の推進に役立てる為にご寄付を頂いておりますので、この御趣旨に沿って処分の規定をもう少し拡大させて頂きたいというのが、今回の提案の趣旨でございますので宜しくお願いします。

【渡邊会長】 今年度の基金拠出額が 250 万円ですよね。その位で今後も推移して行けるという前提が有るのでしょうかと思います。

【事務局】 そうです。因みに昭和 57 年から平成 5 年までに、平成元年と平成 2 年は 500 万円、それ以外は 1,000 万円を一般会計から繰出ししておりました。

【渡邊会長】 如何でございましょうか。300 万円という規定を取っても 2 分の 1 補助という規定は残りますので、無茶な金額には成らないと思います。細かい色々な問題はあろうかと思いますが、300 万円の枠は外すという事で宜しいですか。

【各委員】 異議なし。

【渡邊会長】 「基金自体を処分する金額の上限枠 300 万円を撤廃することが適当である」と答申する事について諮る

【各委員】 意見なし。

【渡邊会長】 答申を決定とし、この議題について終了
報告事項について、事務局の説明を求め

【事務局】 資料に基づき、「鉱物掘採等について」と「保存樹等指定状況について」
説明

【渡邊会長】 事務局の説明について、質問・発言を求め

【大橋委員】 採石場の件について緑化という事で立入調査をするのですが、春日井市の自然環境保全条例の 20 条に、自然環境の破壊の防止、植生の回復等について必要な助言又は勧告をすることができる、市長は立入調査をする事が出来るとなっており、もし違反すれば罰則が規定されていますが、これは環境保全課の仕事ではないかと思ひます。

多分昔は環境のことも含めてやっていたと思ひますが、平成 17 年に自然環境推進条例が出来ています。これは環境保全課の管轄ではないですか。

【事務局】 元々おっしゃられたとおり自然環境の保全と緑化の推進に関する条例は一緒のものでございました。平成 17 年に分かれまして環境保全課の管轄となっておりますが、緑化指導という部分だけが公園緑地課に残っているという事でございます。

【大橋委員】 立会いに行く時は、環境保全課の方は行かれますか。別にやってみえるのですか。

【事務局】 別です。騒音、粉塵に関しては、環境保全課で調査を定期的に行っております。私どもについては、回復緑地について現地を確認するという事で年に 1 回立入調査をしております。

【大橋委員】 市は条例に従ってやる訳です。鉱物掘採に関して 19 条から 22 条まであり、しかも罰則まで付けています。つまり届出を受けて、検査をして罰則まである訳ですけれど、公園緑地課にその権限というか、どういう立場で出来るかです。ただ緑にして下さい、法面を造って下さいぐらいでは、毎年同じ様な意見が出ていても別に変わっていないという意見が書いてあります。これも環境保全課と一緒にやられるか、又は、環境保

全課の方でもっと強力に点検指導してもらったほうが良いと思います。緑の審議会でこういう議題というのは何かちょっと、前から残っているからやっているという感じがします、という意見です。

【渡邊会長】

大橋委員のおっしゃる事もよく分かります。確かに環境保全でこういった採石場の後処理なんかは、きちんとやるのが筋かなという感じはいたします。これまで緑地行政の中でそういう事をずっとやってこられた中で、市民としてお願いしたい訳ですけど、どうも縦割りの感じがあるのです。環境保全と緑地事業が一体となって、自然環境保護、住みやすい美しいまちづくりに取り組んで頂けると有り難いと思います。

実は私は、商工会議所の委員も色々やっております、市役所とか商工会議所が、これは自分の所の仕事これは向こうの仕事という区分けをされると市民は非常に困ります。どこか一箇所に持って行って、例えばこういった事は環境保全も一体となってやって下さいとお願いするというような、ワンストップサービスという事を始めて頂いているのです。今、大橋委員から意見が有りましたが、市民の皆さんから挙がってきた意見は、そういう事で受け取って頂いて色々な部署が協力協調しながらやって頂けると宜しいのではないのでしょうか。

この審議会で今のような事業を審議するという事を、おかしいとは私は思っていません、結構な事だと思うのですが、其処だけで済む問題かという事があるのです。実は外からの情報がございまして、大学の方に直接そういう話があったのですが、それは大学が口を差し挟むべき問題ではなくて、市の然るべき組織、例えば環境保全課であるとか、公園緑地課であるとか、そういった事を担当する部署から我々の方に諮問があって、是非協力して頂きたいという事であれば、協力する事は吝かではないけれども、その筋を通して、やって下さいという事でありまして、2、3箇月前であったと思いますが、話をした覚えがございまして。大橋委員のおっしゃる意味もよく分かりますので、その辺はむしろ行政の縦割りを排して、皆で協力して一緒になってやって行くという事が大事なことでないかなと思いますので、宜しくお願いしたいと思います。これも意見でございまして。

【大橋委員】

保存樹の件ですが、昭和42年に市が緑化宣言をしたのですが、これは、ニュータウン始めゴルフ場等の開発の為です。全国的にやったのですが、春日井市は比較的早く緑化宣言をし、そのして条例を昭和48年に設けた訳です。その条例を作られた時に保存樹のことを第5条という条例の中心的な部分に木を大事にしようという事で挙げています。この条例に基づいて緑化を進めてきている訳ですが、それに続いて公共の緑化、工場だとか宅地とか其々の緑化の啓発活動について書いてあります。

保存樹についての4,000円の補助は、皆さんに知れ渡ったから廃止した、という考えだと先ほど言われたけれど、条文を作られた時には木を大事にして行こう、保存樹の規定を作って守って行こうという事で千何本か調べられ、入れられたと思うのです。

ところが止むを得ず、これは時代の流れと申しますか、台風で倒れたものも勿論ありますが、区画整理その他土地開発でどうしても切らなければならないというものが有ると思いますので、今残っているものは一

層大事にしていかななくてはならないと思うのです。先人が大事にして来た木に今は看板だけ付けて置けばいいという事でいいのでしょうか。お金を付けるか付けないかは別としてみっとPRをするとかね。例えば市のホームページを見ますと5本だけが載っていますが、作成してあるとは思いますが、条例には、ちゃんと台帳を作り地図にプロットしなさいとまで書いてある訳です。それなのに予算は全然無くて、ホームページについて例えば他の市を見ると蒲郡市などは保存樹だけとは限らないと思いますが、沢山のものが出来て地図も出ています。

何か、保存樹だけではなく木を大切にするという意味で、PRを込めて、保存樹が何本ということだけではなく見て頂けると良いと思います。これも意見です。

【渡邊会長】 大事なご意見と思います。特に春日井市自然友の会の会長のご発言でございますので、緑化推進事業としてもそういった点にも十分配慮をされながらやって頂けたらと思いますので、事務局の方にも宜しくご検討をお願いいたします。

【大橋委員】 補足で一冊宣伝をさせて頂きたいのですが、前の波多野顧問からもあったと思いますが、これが、私どもここ数年6年ぐらいになると思いますが、整理した約千本の台帳です。市の方の保存樹の台帳も見せて頂いて、市の方は601本と書いてありますが、私達も約580本をチェックしました。その他の木も合わせて千本記録しています。

この中から、春日井の大木、銘木50選という事で、写真と謂れとを入れたものの原稿が今大体出来上がってきています。

【渡邊会長】 それは、保存樹に指定されているもの以外も含まれていますか。

【大橋委員】 以外も入っています。保存樹も勿論入っています。木を大事にするという事をもっとPRする必要があると思います。私どもは趣味でやっている事も在りますが、一般市民にもっとPRするようにして頂けると良いです。

街路樹を早く切って欲しい、いや紅葉が見たいからもっと残して欲しいとか、毎年この審議会の記録に出てきます。そういうのも木を大事にするという意識を市民の方に持って頂く事が大事だと思います。

木を簡単に切ってしまうとかいうのではなく、木を大事にするという気持ちが広がっていくのは、緑化推進の大事な事だと思います。そういう事でホームページ等を一層改善して頂けると良いのではないかと思います。

【渡邊会長】 是非そういうご意見も取り入れて、木を大事にしようという意識を市民の中に広げるという意味もございまして、ご対応の程宜しく願いいたします。

余分な事かも知れませんが、ウォーク大会というのを緑化推進事業でやっていますが、例えば保存樹を回る会という様なもので、皆さんに見て頂きながら古い木は是非大事にしましょうという意識を市民の間に醸成するという、一つの方策としてお使いになるのも一つかなと思います。これも大橋委員からのご意見かと思っておりますので、そういったことも緑化推進事業の中でしっかり取り入れて、取組んで行って貰いたいと思います。

- 【事務局】 今、言われた保存樹については、会長の言われるとおり毎年区域を決めて、通知をした上で調査を行っていますが、実際やっているのは、看板等の腐っているものや取れて無いものの付替え等をしているのが現状でございます、それ以上の事まで手が回っていないのが今の状況です。PR的な意味も含めて事前通知をさせて貰っています。
- 【渡邊会長】 市の職員のこれだけの人数でやるのは、大変かと思いますが、市民の皆さんや大橋会長のご支援等も大事かなと思います。特に保存樹の記録を取ったものですが、これは出版される訳ですよ。
- 【大橋委員】 まあ、何処かではと思っています。
- 【渡邊会長】 お金の掛かる事でございますので、出来ればそんな様な事にもご相談に乗ってあげながら、少しPRをする一つの材料としてそういう物を市民の皆さんに配るきっかけを作って頂く様なことも緑化推進の大事な仕事に成るのではないかと思います。一度大橋委員からのご相談に乗ってあげて下さい。その程度の物でしたら、私の経験から言いますとそんなにお金の掛かる物ではないと思います。今は全部コンピューターで出来ますから、事業者に頼まなくてもいいので、職員の皆様にはお手間を取らせる事になろうかと思いますが、やれますので是非一つお願いします。
- 【大橋委員】 ホームページを考えられた方が良いのではないかと思います。一番お金が掛かからずにPR出来るのです。
- 【渡邊会長】 600本も載せるのは大変だと思います。
- 【大橋委員】 其処の中から選べば良いです。見ていると、この木が保存樹に入っていてなくて、この木は保存樹だとか色々あります。価値観もありますから何ですが、もっと厳選をして本数ではないと思います。残したい木を残すのが良いと思います。
- 【後藤委員】 保存樹を外すという話が色々あるかと思うのですが、見て楽しい人は良いですが、日陰になる、葉っぱは飛んで来るで、大きければ良いっていう物じゃないぞという人だって当然いると思います。
- 鶴岡八幡宮みたいに千何百年物であれば貴重かも知れないけれど、せいぜい百年ぐらいのもんだろう、百年経ったら同じ様になってしまうから早く切ってくれ、という人も沢山いると思うのです。
- 緑化推進の条例がありますが、如何に緑と上手に付き合っていくかが問題なのです。因みに私の所の庭で言いますと、住んでから40数年経ちますが、当然のことながら最初に住んだ時の木なんか有りません。高木を植えれば10mか20mに成ってしまい、雨樋は詰る、日陰に成るでどうしようもないですから、飽きも有りますし、切ってまた新しいのを植えます。それが一番私としては快適な緑との関わりだと思っています。
- 都市である以上何時までも森林にしておく訳にもいきません。街路樹に色々文句を言われる方もあると思います。随分大きくなって柵からはみ出してしまっていて、それが快適かと。剪定の仕方にもよるのですが、夏は日陰になってまあまあと思うのですが、冬の剪定後に見ると奇妙な景観です。近くに三ツ星幼稚園が在りまして、そこの北側に小さな公園が在るのですが、所狭しと櫻が植えてあって、接近する位の距離で植えてあります。この間行って見たら良くぞ切ったというぐらい、太い所から切っていました。来年は、芽は吹くのでしようけれども、それ

が快適かと言われると、奇怪な風景です。

緑化緑化で切ってはいかん、でも快適では無いものですから、その辺の考え方を改めた方がいいじゃないかと私は思うのですけれど、一方では大事だから切るな、心構えがなってないと言う人も在るかもしれませんが、その辺は如何すべきかも少し整理をして頂いて、保存保存でPRし過ぎてはいかんでしょうし、そのあたりの考えはお持ちなのか、無ければもう少し整理をしてPRしないとかえって反発を招くと思うのですが如何でしょうか。それから保存樹と言われましたけれど、本当に大事なもので誰が迷惑しようが残さなければいけないものは、公費を懸けてでもやってあげないともちません。

今までやってきたからこのまま行くだろうというのは、無理があると思いますので、その辺もご検討頂けたらと思います。

【渡邊会長】

春日井市は大変広い場所でございますので、両方あわせると1,000本という話がありました。私も市内に住んでおまして両方のご意見を聞くのです。ですから、両委員の意見が市民のどの位の割合になるかは知りませんが、非常に多くの方々を代表する意見だと思います。これを包括する市の行政の立場は、大変難しい問題なのでどちらの肩を持つと言う訳にはいきませんから、その辺は十分色々な方々のご意見を取り入れながら、妙な形にならない様にもって行くというのが政治的手腕かだと思います。

両委員のご意見がまさに市民の皆さんの両方の意見を代表する意見と私も思います。緑化推進のこの事業でやるしかないの、是非そういった事を勘案しながらやって頂けたらと思います。

【事務局】

今、後藤委員からもご意見を頂きましたけれど、木については特に公園等で古くなってきますと、植えたときは小さくて間隔はいいのですが、大きくなると密集してしまうという事態が出てきました。

大きく育った木とそうでない木が出てきますので、健全な成長を促す為にも成長の悪い木については伐採をする事を少しずつ実際にやっておる所も在ります。緑化の為に切らないという方針も以前は有ったようですが、変えていこうと少しずつやっております。

【大橋委員】

確かに何でも残せば良いという訳ではないと思います。本当に残さなければならぬ木があると思います。何処何処に千年経た木が在るという事ですが、千年の間誰かが護って来たからある訳で、百年で切ってしまうては残らないです。だから伊勢神宮でも一所懸命手入れをして遷宮に間に合うように、此処百年ぐらいから自分の所で切った木で遷宮出来る様に一所懸命やってみえます。

市内で残さなければならぬ木を何とか残すようにしたい。条例を見ますと市長に申し出れば保存樹を除外する事が出来るという項目が有るのです。だから最後は意識であって、紅葉をとるか、葉っぱが飛んで困るかというのは、意識の問題です。

最近の1月の新聞で、名古屋市が街路樹5,000本を何年か掛けて見直すという事が出ています。今植えて在る木は常緑が少なくて葉が落ちてしまう、また、成長が良過ぎる木が在るので、ゆっくり育つ木を植える、葉の落ちるのが少ない木を植えるという事で、街路樹を植え替える計画

を何年かでやるという事が出ていました。そういう事で春日井市も街路樹を今後如何して行くか、今の街路樹が50年、100年経った時に如何成るかです。それから、公園の木でも20年、30年先にどの程度大きくなって如何成るか。桜のソメイヨシノは、もっと長持ちするのがありますが、大体70から80年で寿命です。

だから、そういう事を考えると、これから街路樹を如何いう風にして行くか、公園は如何いう風にして行くか、もう一つはこの道の街路樹は如何するか、此処の街路樹は如何するか、此処の公園は今後如何して行くかという大きな長いスパンの事を考えるというか、市の計画と同じ様に時々見直しは必要だと思いますが、行き当たりばったりでなく進めて行かなくてはと思います。

私も学校に居りまして、新設校にも行きました。最初は如何してもかっこ良くしたいものですから、小さい木を一杯植えてしまったので、これが皆大きくなってしまった。今、桜の木の半分が道路へ出ています、だから、もう3メートルから5メートル内側に植えてあったらあれ程道路に出なかった筈です。20年から30年のある程度経ったら間引きをして行かない事には、木が接し過ぎて枝と枝がぶつかるという事です。

此の公園は、何年後にはこういう手入れをして行かねばならないという計画的なものがないと、今の話で伸びてから切る事になるので、時間を考えた計画を何処かで検討して頂くと良いと思います。

【渡邊会長】

大変一々ご尤もなご意見ですが、ただ、私も組織の中で働いておりますのでよく思うのです。色んな御意見はよく分かるのですが、例えば公園緑地課の中で一つずつ全部それを汲み入れてやって行くには、どれだけの職員が必要かと考えると、なかなか難しいものがあると思いますが、その為には、市民の皆さんの協力が如何しても必要だと思うのです。そういう点で市民の皆さんと一体となった行政というものが大事だと思うのです。

大橋委員の御意見も一々ご尤もで御座いますので、そうした事も公園緑地課としてはよく勘案しながら、また、先ほどのご意見じゃありませんけれど、木が古くなってくると、とにかく大きくなって葉っぱは落ちるし汚くなるし迷惑するという話は、私の家の近所でも相当多いです。ほったらかしにおいては困るので、非常に住環境を害する事に成るから切って欲しいという話はよく出ます。だから、それも一方での市民の皆さんのお気持ちだろうと思いますので、難しい事では御座いますが、是非、行政の方で色々な事を御勘案頂きながら、妙なことになる様にお願ひします。

【稲垣委員】

私は、造園業界の代表として会長をしておりますので一言、今言われた様に色んな意見を出しておると、全く行政は困ってしまうのです。例えば、葉っぱが落ちるから早く切ってくれという依頼があるので、切りかけると何故切るのだ、此れから紅葉を見ないかんのにという意見が議員さんを通じて出される。行政としても困る場合があるのです。

私は、仕事を一時中止してどういう結論が出るか見ると言うことも現実に有るのです。会長が言われた様に葉っぱが落ちて毎日毎日掃除をしなくてはならない人達は可哀想だなと思うのですが、かといって切っ

てしまったら、先程言われた様に非常に美観が悪くなる、何故こんな太い所で切ったのだという事で、我々業者も困る。

だから是は、市民にPRして頂いて、こういう場合はこうですよと行政の方から指導して頂いた方が良いと思います。とにかく、やり出すと文句が出る、今日もはっきり言って凄く太い所から切っています。これもやはり切れと言う命令が有って切る訳ですけれども、本当に住んでいる方からすれば困るのです。

街路樹の植わっている傍に畑が在るのですが、種を蒔くと其処へ葉っぱが落ちて芽が出ないという文句が出てくる、だから種を蒔く前に切ってくれと言われることがあります。其処を私達が管理している場合に役所に話しをしていくという事もあります。実際これは何処まで話し合ってもなかなか結論が出ないと思います。

【渡邊会長】

稲垣委員のおっしゃるとおり、両方の立場を尊重しようと思うと全く話が進まない事になるかと思いますが、市の行政としては何らかの方向性は付けて行かなければいけないので、その辺が行政の手腕という事になるかなと思います。市民同士が妙な事にならない様にだけはお願いしたい。二つに割れ対立する様な状況だけは避けて頂ける様に勘案しながらやって頂けたらなと思います。

この議論はいくらやっても着きそうも無いので、ポツポツどうでしょうか。

【後藤委員】

緑の審議会という事で毎年開かれていますので、過去のものを見させて頂きましたが、元々審議会と言うのは市長の諮問に応じて審議すると書いてありますけれど、今日は何となく諮問かなと思われる文章ですけれど、本来であればもう少し諮問すると市長名で書いてもらわないといかんです。いつもですと、報告事項だけで会議をやられているのですが、果たしてそれが此の審議会の諮問であり審議事項であろうかと思うのです。今日も一応報告事項が上がっており、報告事項で色々話をさせて頂きましたが、本来なら報告事項というのは、テーブルにも上がらない些細な事で、皆知っておいてねという程度だと思いののですが、それがメインに成ってしまっているのです。

そもそも諮問事項は殆ど無いのでしょうか。過去を見たって報告ばかりですから、会議は本来開けないですよ、諮問に応じてやるのだから。この辺のあり方は如何でしょうか。

【渡邊会長】

私が思いますには、報告とはいえ市の緑化推進に関する非常に大事な報告なので、これを一々我々はその都度、市の方から情報を頂いて日頃勘案しながら此処へ集まって、市長がこういう事について諮問すると、なかなか決めにくい部分も有ると思うのです。だから緑化推進事業に関しては公園緑地課の方で一応そういった案件を纏めて、市内の皆さん方に寄ってもらって、其処でこれまでの経緯の話をさせて頂く中で、皆さんからの意見があればお伺いをして、それを緑化推進事業であるとか或いは街づくりであるとか、そういったものに我々が出した意見を受け入れて、やって行こうという御気持ちじゃないかなと私は理解しています。ですので、報告事項だから諮問事項ではないじゃないかとは、私はそうは思わない。報告事項の中で色々あれば、審議会の中で報告事項を受け

て、今日の様なお話をさせて頂いて、それを市長の方に上げて頂いて、市長からの諮問に答える様な形に作り変えてやって行って頂く、そんな感じで見ています。

一々諮問事項を市長が緑化事業に関してこれやってこい、あれ諮問してこいと言うのはなかなか大変だと思います。

【後藤委員】 市長と書いてあっても、市長さんまで上がると私は思っていません。此の辺りの人が市長さんだろうと思っています。ただ、形式的にこういうものだと書いてあって、情報公開までされて、誰がどういう発言をしたかまで出ている訳ですから、諮問もされない事をべらべら喋っているのかと言われると、私としては辛いものがあります。

形式的にでも一応体裁だけは整えないと不味いのではないかなと思います。

【渡邊会長】 こんな事を言ってしまうと良いのかという事ですね。市長から聞かれてもいない事を我々の感覚だけで、ああこうだと文句ばかり言って、それを上げていったのでは市長に対して申し訳ないというご意見だろうと思いますが、どんなものでしょうか、その辺も事務局の方で少し一度お考え頂いて、此の審議会の進め方といいますか、在り方これも一度ご検討頂くと良いのではないかと思います。

他、何か御座いませんか、宜しゅう御座いますか。

それでは、今日も色々貴重なご意見を多数頂きました。年1回の審議会という事で御座いますので、今日頂いた議論の中身はきちんと受け止めて頂き、来年度の此の機会には同じことが繰り返されない様にして頂きたいと思います。勿論すぐに解決できる問題とそうでない問題が有りますので難しいのですが、その場合には今委員の方からお話が出た様に、例えば今年の審議会にはこういう話が出たけれども、それが諮問事項には該当しないから、ただの意見ですと言う出し方をしている訳です。市長としての諮問事項に上げて頂いて、来年の審議会には、是は諮問ですという事で議論が出来る様な形にもって行って頂けると、委員の皆さんもすっきりするのではないかなと思います。

大体その様な事で、少し審議会の在り方や進め方等も考えて頂けたらなと思います。宜しく願いいたします。

【渡邊会長】 他に意見がないことから、審議会を終了

上記のとおり春日井市緑の審議会の議事の経過及びその結果を明確にするためにこの議事録を作成し、議長及び出席者1人が署名及び押印する。

平成 27 年 4 月 8 日

議 長 渡 邊 誠

署名者 大橋 博